

( 公 印 省 略 )  
平成 年 月 日

保 護 者 各 位  
( 年 組 )

群馬県立玉村高等学校  
校 長 小林 秀光

### 学校感染症による出席停止措置について

このことについて、お子さんは、学校感染症に罹患している可能性がありますので連絡します。

学校感染症に罹患の場合は、学校保健安全法により出席停止措置となりますので、別紙「治癒証明書」を主治医に記入していただき、症状が軽快して登校する際に学校へ提出してください。(出席停止の期間は、欠席扱いとはなりません。)

#### (1) 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

##### 《第一種》

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザ A ウイルスで H5N1 であるものに限る)

以上については、治癒するまで出席停止です。

- \* 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する“新型インフルエンザ等感染症”、“指定感染症”及び“新感染症”は第一種の感染症とみなします。

##### 《第二種》

疾患名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

- \* 病状により、主治医の証明がある場合は、出席停止期間はこの限りではありません。

##### 《第三種》

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

以上については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止です。

- \* 群馬県では「第三種その他の感染症」については定めないとしています。

※2009 年から流行した新型インフルエンザは、『第一種の新型インフルエンザ等感染症』とは異なり、『第二種のインフルエンザ』として扱われています。